

議案第10号

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

兵庫県行財政構造改革による老人医療費助成事業の廃止及び高齢期移行助成事業の創設に伴う兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正並びに西脇市高齢重度障害者医療費助成事業実施規程の条例化に伴い、西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する必要があるため。

西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

西脇市福祉医療費助成条例（平成17年西脇市条例第 109号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人」を「高齢期移行者」に、「乳幼児等」を「高齢重度障害者、乳幼児等」に改める。

第 2 条第 1 号中「老人」を「高齢期移行者」に改め、同条中第18号を第19号とし、第 3 号から第17号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 高齢重度障害者 法第50条に規定する被保険者で、前号アからウまでのいずれかに該当するものをいう。

第 4 条を削る。

第 3 条第 1 項中「西脇市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている老人、重度障害者、乳幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児」を「被保険者等負担額の範囲内で、助成対象者」に、「老人」を「高齢期移行者」に改め、「重度障害者」の右に「、高齢重度障害者」を加え、同項第 1 号ただし書中「外来」を「高齢期移行者個人の入院以外」に、「入院に」を「高齢期移行者個人の入院に」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 高齢重度障害者に助成する範囲は、高齢重度障害者の疾病（第 2 条第 2 号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合 前号アの額

イ 入院療養である場合 前号イの額

第 3 条第 2 項中「、第 2 号及び第 4 号」を「から第 3 号まで及び第 5 号」に改め、同条第 3 項中「第 2 号」の右に「、第 3 号及び第 5 号」を加え、同条第 4 項中「、第 2 号及び第 4 号」を「から第 3 号まで及び第 5 号」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（助成対象者）

第 3 条 医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、西脇市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児とする。ただし、高齢期

移行者、重度障害者、高齢重度障害者、幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児にあっては、それぞれ次に規定する要件を備えているものとする。

- (1) 高齢期移行者については、高齢期移行者が市町村民税世帯非課税者で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 所得を有しない者であること。
 - イ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの認定を受けていること。
- (2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が235,000円未満であること。
- (3) 高齢重度障害者については、高齢重度障害者及び配偶者並びに高齢重度障害者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその高齢重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が235,000円未満であること。
- (4) 幼児等及び高学年児等については、幼児等保護者若しくは高学年児等保護者又は幼児等保護者若しくは高学年児等保護者が当該幼児等若しくは高学年児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等若しくは高学年児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等若しくは高学年児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が235,000円未満であること。
- (5) 母子家庭の母等及び父子家庭の父等については、母子家庭の母等、父子家庭の父等又は母子家庭の母等若しくは父子家庭の父等

が当該児童等の生計を維持できないものである場合は、その者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母子又は父子家庭の父子の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得が、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 9 条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であること（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であること。）。

(6) 母子家庭の児童等、父子家庭の児童等及び遺児については、母子家庭の母等、父子家庭の父等、生計維持者又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、児童扶養手当法第 9 条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療費を助成することができる。

第 6 条及び第 7 条中「老人、重度障害者、乳幼児等、高学年児等、母子家庭の母子、父子家庭の父子又は遺児」を「助成対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（助成の特例）

3 平成 29 年 7 月 1 日前から高齢期移行者（平成 26 年 7 月 1 日前から高齢期移行者の者は除く。）であって、平成 29 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その額が 0 を下回る場合には、0 とする。）の合計額が 80 万円以下である者に対して、次に規定する額を福祉医療費として支給する。

(1) 高齢期移行者に助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、

被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、当該一部負担金の額が、高齢期移行者個人の入院以外に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）とし、高齢期移行者個人の入院に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第84条の規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療費を助成することができる。
- (3) 第1号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- (4) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができる。